

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の懲戒処分等について

地方公務員法の規定等に基づき、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（以下「環境衛生組合」という。）職員の懲戒処分等を行いましたので、次のとおり公表します。

1 被処分者及び処分内容

- | | | | |
|------------|---------|----|------|
| (1) 環境衛生組合 | 課長級職員 | 1名 | 戒告 |
| (2) 環境衛生組合 | 課長補佐級職員 | 1名 | 文書訓告 |
| (3) 環境衛生組合 | 係長級職員 | 3名 | 文書訓告 |

2 管理監督者の処分内容

下記の職員についても管理監督者責任で処分を行った。

- | | | |
|------------|-------|------|
| (1) 環境衛生組合 | 事務局長 | 文書訓告 |
| (2) 環境衛生組合 | 事務局次長 | 文書訓告 |

3 処分年月日 令和4年11月16日

4 事実の概要及び処分の理由

環境衛生組合5名の職員が、受注業者と飲食をともにした際に、のべ4件（1件当たり2名参加）の会食について、自己の飲食に要する費用を負担することなく、供応接待を受けていた事実を確認した。

金品の授受や便宜供与などの事実は一切無かったものの、当該課長級職員の行為（供応接待を1回、約5,000円）については、公正な公務に対する信頼を揺らがせるもので、職員に範を示すべき地位である管理職にあるまじき行為であり、当該行為は地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため懲戒処分とした。他4名に対しても、管理職でなくとも、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを強く反省させるための矯正措置として、文書訓告とした。

お詫び

今回の件では、構成市各市の廃棄物処理を担う組合運営に対する信頼を著しく損なうこととなってしまいました。心からお詫び申し上げます。このようなことが再び起きることのないよう、綱紀粛正を徹底するとともに、皆様からの信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

(問い合わせ先)

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 総務課
電話 047-443-7497